

## 審査基準整理票

処分名	身体障害者自動車操作訓練費助成金の交付決定		
根拠法令名	大津市身体障害者自動車操作訓練費助成金交付要綱	(条項) 第3条	
基準法令名	大津市身体障害者自動車操作訓練費助成金交付要綱	(条項) 第3条	
	道路交通法 (昭和35年法律第105号)	(条項) 第84条第3項 第99条第1項	
所管部署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係		
標準処理期間	30 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【大津市身体障害者自動車操作訓練費助成金交付要綱】</li> <li>・掲載図書等【<span style="float: right;">】</span></li> <li>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li> </ul> <p>大津市身体障害者自動車操作訓練費助成金の交付は、大津市身体障害者自動車操作訓練費助成金交付要綱第3条に該当する者であることを基準とする。</p> <p>第3条 この要綱による大津市身体障害者自動車操作訓練費助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する身体障害者のうち、次の各号のいずれかに該当するものであって、道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「教習所」という。）において教習を受け、同法第84条第3項に規定する普通自動車免許（以下「免許」という。）を取得することにより、就労が見込まれる等社会活動への参加に効果があると認められるものとする。</p> <p>(1) 障害の程度が1級から4級までの者</p> <p>(2) 障害の種別が肢体不自由であって、当該障害のために運転する自動車を改造する必要がある者</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。